

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 役員候補者選挙規程の改定について

(変更箇所を下線で示す)

改定案	現行
<p>この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）定款施行細則第2条及び第3条に基づき、理事・監事（以下「役員」という）候補者の選挙に必要な事項を定める。</p>	<p>この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）定款施行細則第2条及び第3条に基づき、理事・監事（以下「役員」という）候補者の選挙に必要な事項を定める。</p>
<p>(選挙人) 第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに認められた会員校の社員とする。</p>	<p>(選挙人) 第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに認められた会員校の社員とする。</p>
<p>(被選挙人) 第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会員校として認められた大学の社員とする。 2 次に掲げる社員は、役員候補者となることはできない。 (1) 当該年度までに3期続けて役員を務めた社員 (2) 3期続けて役員を輩出した会員校の社員</p>	<p>(被選挙人) 第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会員校として認められた大学の社員とする。 2 次に掲げる社員は、役員候補者となることはできない。 (1) 当該年度までに3期続けて役員を務めた社員 (2) 3期続けて役員を輩出した会員校の社員</p>
<p>(選挙理事候補者の選出) 第3条 選挙理事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、理事候補者5名の無記名投票とする。</p>	<p>(選挙理事候補者の選出) 第3条 選挙理事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、理事候補者5名の無記名投票とする。</p>
<p>(監事候補者の選出) 第4条 監事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、監事候補者1名の無記名投票とする。</p>	<p>(監事候補者の選出) 第4条 監事候補者の選出は、選挙人である社員1名につき、監事候補者1名の無記名投票とする。</p>
<p>(選挙の公示) 第5条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、日程を定め社員へ告示する。</p>	<p>(選挙の公示) 第5条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、日程を定め社員へ告示する。</p>
<p>(選挙人及び被選挙人名簿) 第6条 選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得る。</p>	<p>(選挙人及び被選挙人名簿) 第6条 選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得る。</p>
<p>(投票用紙と被選挙人名簿) 第7条 選挙管理委員会は、投票用紙と被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、郵便による投票を行う。 (1) 郵送用封筒には、投票用紙入り封筒（内封筒）1枚と返送用封筒（外封筒）1枚が含まれる。 (2) 投票用紙入り封筒（内封筒）は無記名封印したものとする。 (3) 返信用封筒（外封筒）には選挙人住所・氏名欄を記載する。</p>	<p>(投票用紙と被選挙人名簿) 第7条 選挙管理委員会は、投票用紙と被選挙人名簿を、選挙人に郵送し、郵便による投票を行う。 (1) 郵送用封筒には、投票用紙入り封筒（内封筒）1枚と返送用封筒（外封筒）1枚が含まれる。 (2) 投票用紙入り封筒（内封筒）は無記名封印したものとする。 (3) 返信用封筒（外封筒）には選挙人住所・氏名欄を記載する。</p>

改定案	現行
<p>(開票立会人)</p> <p>第8条 開票は選挙管理委員会の管理下に行う。</p> <p>2 開票の際には、立会人2名を置く。</p> <p>3 立会人は、選挙管理委員会委員長が委員以外の社員から選出する。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第9条 次の投票については、無効とする。</p> <p>(1) 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの</p> <p>(2) 返信用封筒(外封筒)に記名のないもの</p> <p>(3) 返信用封筒(外封筒)の記名が選挙人でないもの</p> <p>(4) 被選挙権を有しない者に投票したもの</p> <p>(5) 定められた人数を超えて投票したもの</p> <p>(6) 投票期限を過ぎてから到着したもの</p> <p>(7) 記載あるいは表示されたものから判断不可能なもの</p> <p>(8) その他定款並びに本規程に反するもの</p> <p>(選挙による役員候補者の決定)</p> <p>第10条 役員候補者の決定は次の方法による。</p> <p>(1) 選挙において有効な投票数の多い順に理事及び監事を選出する。</p> <p>(2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。</p> <p>(3) 理事、監事の両方に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事、監事の両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。</p> <p>(4) 選挙管理委員会は、投票の結果、理事及び監事候補者が決定したときは、選出された社員にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>(5) 選出された者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げることとする。</p> <p>(6) 選挙管理委員会は、役員候補者名簿及び次点者名簿を作成し、開票結果とともに理事会に報告する。</p> <p>(本規程の改正)</p> <p>第11条 本規程の改正は、<u>理事会</u>の決議により行う。</p> <p>附則 この規程は、平成22年12月24日より施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から施行する。</p> <p><u>附則 この規程の改正は、2019年6月14日から施行する。</u></p>	<p>(開票立会人)</p> <p>第8条 開票は選挙管理委員会の管理下に行う。</p> <p>2 開票の際には、立会人2名を置く。</p> <p>3 立会人は、選挙管理委員会委員長が委員以外の社員から選出する。</p> <p>(無効投票)</p> <p>第9条 次の投票については、無効とする。</p> <p>(1) 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの</p> <p>(2) 返信用封筒(外封筒)に記名のないもの</p> <p>(3) 返信用封筒(外封筒)の記名が選挙人でないもの</p> <p>(4) 被選挙権を有しない者に投票したもの</p> <p>(5) 定められた人数を超えて投票したもの</p> <p>(6) 投票期限を過ぎてから到着したもの</p> <p>(7) 記載あるいは表示されたものから判断不可能なもの</p> <p>(8) その他定款並びに本規程に反するもの</p> <p>(選挙による役員候補者の決定)</p> <p>第10条 役員候補者の決定は次の方法による。</p> <p>(1) 選挙において有効な投票数の多い順に理事及び監事を選出する。</p> <p>(2) 同数の有効投票を得た者については、抽選により決定する。</p> <p>(3) 理事、監事の両方に選出された者は、得票数の多いほうの役員候補者として選出し、理事、監事の両方に同数の得票を得た者は、理事候補者として選出する。</p> <p>(4) 選挙管理委員会は、投票の結果、理事及び監事候補者が決定したときは、選出された社員にその旨を通知し、その承諾を得る。</p> <p>(5) 選出された者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げることとする。</p> <p>(6) 選挙管理委員会は、役員候補者名簿及び次点者名簿を作成し、開票結果とともに理事会に報告する。</p> <p>(本規程の改正)</p> <p>第11条 本規程の改正は、社員総会の決議により行う。</p> <p>附則 この規程は、平成22年12月24日より施行する。</p> <p>附則 この規程の改正は、平成29年3月25日から施行する。</p>